

# 処理施設等の立地の基準

## 第1 趣旨

この基準は、福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱(平成8年6月21日福井県告示第504号。以下「指導要綱」という。)第16条第1項の規定により、処理施設等の立地に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに定める施設その他産業廃棄物を処理する施設をいう。
- 2 最終処分場 政令第7条第14号に定める施設をいう。

## 第3 保管積替施設

### 1 立地環境

(1) 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

ア 自然公園特別地域(自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された地域または福井県立自然公園条例(昭和33年福井県条例第53号)第21条第1項の規定により指定された地域をいう。)

イ 自然公園特別保護地区(自然公園法第21条第1項の規定により指定された地区をいう。)

ウ 自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定により指定された地区または福井県自然環境保全条例(昭和48年福井県条例第1号)第14条第1項の規定により指定された地区をいう。)

エ 鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された地区をいう。)

オ 風致地区(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により指定された同項第7号に掲げる地区をいう。)

(2) 次に掲げる災害防止のために保全を図る必要のある区域等を原則として含まないこと。

ア 保安林および保安施設地区(森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された区域および同法第41条第1項の規定により指定された地区をいう。)

イ 河川区域および河川予定地(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する区域および同法第56条第1項に規定する区域をいう。)

ウ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された区域をいう。)

エ 砂防指定地(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地をいう。)

オ 地すべり防止区域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された区域をいう。)

(3) 学校、病院、診療所、図書館または社会福祉施設等に生活環境保全上の支障を生ずるおそれがない

いこと。

- (4) 公共施設として、土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。
- (5) 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。
- (6) その他知事が保管積替施設に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

## 2 立地要件

- (1) 保管積替施設に係る土地の使用権原が得られていること。
- (2) 関係法令の規制を受けている場合には、関係法令による許可等が得られたものであること。

## 第4 中間処理施設

### 1 立地環境

- (1) 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

ア 自然公園特別地域(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項の規定により指定された地域または福井県立自然公園条例(昭和 33 年福井県条例第 53 号)第 21 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。)

イ 自然公園特別保護地区(自然公園法第 21 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)

ウ 自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 25 条第 1 項の規定により指定された地区または福井県自然環境保全条例(昭和 48 年福井県条例第 1 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)

エ 鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)

オ 風致地区(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により指定された同項第 7 号に掲げる地区をいう。)

- (2) 次に掲げる災害防止のために保全を図る必要のある区域等を原則として含まないこと。

ア 保安林および保安施設地区(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項の規定により指定された区域および同法第 41 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)

イ 河川区域および河川予定地(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する区域および同法第 56 条第 1 項に規定する区域をいう。)

ウ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された区域をいう。)

エ 砂防指定地(砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された土地をいう。)

オ 地すべり防止区域(地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された区域をいう。)

- (3) 学校、病院、診療所、図書館または社会福祉施設等に生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないこと。

- (4) 公共施設として、土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。
- (5) 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。
- (6) その他知事が中間処理施設に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

## 2 立地要件

- (1) 中間処理施設に係る土地の使用権原が得られていること。
- (2) 関係法令の規制を受けている場合には、関係法令による許可等が得られたものであること。

## 第5 最終処分場

### 1 立地環境

- (1) 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。
  - ア 自然公園特別地域(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項の規定により指定された地域または福井県立自然公園条例(昭和 33 年福井県条例第 53 号)第 21 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。)
  - イ 自然公園特別保護地区(自然公園法第 21 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)
  - ウ 自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 25 条第 1 項の規定により指定された地区または福井県自然環境保全条例(昭和 48 年福井県条例第 1 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)
  - エ 鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)
  - オ 風致地区(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により指定された同項第 7 号に掲げる地区をいう。)
- (2) 次に掲げる災害防止のために保全を図る必要のある区域等を原則として含まないこと。
  - ア 保安林および保安施設地区(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項の規定により指定された区域および同法第 41 条第 1 項の規定により指定された地区をいう。)
  - イ 河川区域および河川予定地(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する区域および同法第 56 条第 1 項に規定する区域をいう。)
  - ウ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された区域をいう。)
  - エ 砂防指定地(砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された土地をいう。)
  - オ 地すべり防止区域(地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された区域をいう。)
- (3) 学校、病院、診療所、図書館または社会福祉施設等に生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないこと。
- (4) 公共施設として、土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。
- (5) 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。
- (6) 上水道、簡易水道等の水源への影響のおそれがないこと。
- (7) その他知事が最終処分場に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

### 2 立地要件

- (1) 最終処分場に係る土地の使用に関して土地所有者と協議を行っていること。
- (2) 関係法令の規制を受けている場合には、関係法令による許可等が得られたものであること。

## 附 則

### 1 施行期日

この基準は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

### 2 経過措置

- (1) この基準の施行の際現に設置されている処理施設等については、この基準は適用しないものとする。

- (2) この基準の施行の際現に産業廃棄物に関する事務処理要領に基づく事前審査願を提出している事業者等の当該事前審査願に係る処理施設等については、この基準は適用しないものとする。
- (3) この基準の施行の際現に法第 14 条第 4 項、第 14 条の 4 第 4 項および第 15 条第 1 項に基づく許可申請書を提出している事業者等の当該許可申請にかかる処理施設等については、この基準は適用しないものとする。

**附 則**

この基準は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。

**附 則**

この基準は、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。

**附 則**

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。